

認定 NPO 法人 DPI 日本会議ホームページ 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定 NPO 法人 DPI 日本会議（以下「DPI」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告（以下、「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 ホームページへ掲載する広告は、次のいずれも該当しないものとする。

- (1) DPI の活動及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治・宗教活動、意見広告、個人的宣伝にかかるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 関係法令に違反するかもしれないおそれがあるもの
- (5) その他、掲載する広告として不適当と DPI 事務局長が認めるもの

(広告表示内容に関する基準)

第3条 広告のデザイン、内容、色彩等は、JIS の AA に準拠することを目的に次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。
- (2) 文字、イラスト等の解像度については適切な処理を行うこと。
- (3) 背景色は白で統一すること。

(広告掲載)

第4条 広告の規格、掲載期間、掲載料金、広告掲載の位置は別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書を提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 掲載申込者（以下「広告主」という。）は、指定する期限までに、第4条に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、DPI 事務局長が必要と認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の返還)

第 7 条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかったときは、その一部又は全部を返還するものとする。

(広告主の責任等)

第 8 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿又はデータの作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消、掲載広告の削除)

第 9 条 DPI 事務局長は、第 2 条の規定に反する又は次の各号のいずれかに該当するときは、催促なしで掲載を中止、または掲載の決定を取り消すことが出来る。

- (1) 広告主から広告掲載を中止する申出があったとき
- (2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき
- (3) 期日までに広告掲載料が納入されないとき
- (4) 広告主が虚偽の申込みまたは不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき
- (5) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (6) その他、DPI 事務局長が特に必要があると認めたとき

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は DPI 事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。